

# 新しい外国人技能実習制度の概要と 受入れに於ける留意点・事例

公益財団法人国際研修協力機構

# JITCO

Japan International Training Cooperation Organization

## 国際研修協力機構(JITCO)とは

国際研修協力機構は、1991年に法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管により設立された財団法人です。略称をJITCO(ジツコ、Japan International Training Cooperation Organization)といい、外国人技能実習制度・研修制度の円滑な運営・適正な拡大に寄与することを事業目的としています。

◆JITCOは、外国人技能実習制度の総合的な支援機関です。

◆また、養成講習機関として養成講習を実施しています。

**JITCO**は1991年の設立以来、技能実習制度の歴史と共に歩んでまいりました。

1990年	在留資格「研修」の新設
1991年	<b>JITCO設立</b>
1993年	技能実習制度の創設(「研修」+「特定活動」での最長2年の受入れ開始)
1997年	技能実習期間延長(最長3年)
2010年	在留資格「技能実習」の新設
2012年	<b>JITCO公益財団法人へ移行</b>
2017年	技能実習法の施行

# 技能実習制度とは

## ◆制度の目的

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術、又は知識（以下「技能等」という）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。

「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」（2017年4月7日 法務省・厚生労働省告示第1号）

## ◆基本理念

1. 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。
2. 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（2016年11月28日公布・2017年11月1日施行）」  
法第三条規定

# 研修・技能実習制度の沿革

## ●1982年 企業単独型開始(最大1年) 【1981年改正法施行】

企業研修(本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を修得しようとする者)

## ●1990年 団体監理型開始(最大1年) 【1989年改正法施行】

「研修」の在留資格を創設。従来の企業単独型に加え、団体監理型を開始

## ●1993年 技能実習制度の創設 【法務省告示】

→ 「研修」1年+「特定活動(技能実習)」1年で最大2年間

※ 1年の研修修了者が実践的な技能等を修得する機会

## ●1997年 技能実習期間を延長(最大3年) 【法務省告示改正】

「特定活動(技能実習)」の在留期間を最大1年から最大2年へ

1999年 受入ガイドライン策定/不正行為類型を明示【局長通達】 受入れ停止期間は一律3年

## ●2010年 在留資格「技能実習」創設 【2009年改正法施行】

→ 「技能実習1号」(1年)+「技能実習2号」(2年)

※ 1年目から雇用契約を締結させ、労働法令を適用

不正行為類型ごとに1~5年間の受入停止期間を規定 【基準省令】

2012年 不正行為規定の強化 【基準省令改正】

→ 実習実施機関から監理団体への不正行為報告義務付け等

2013年 不正行為の基準の明確化 【局長通達(受入ガイドライン)改定】

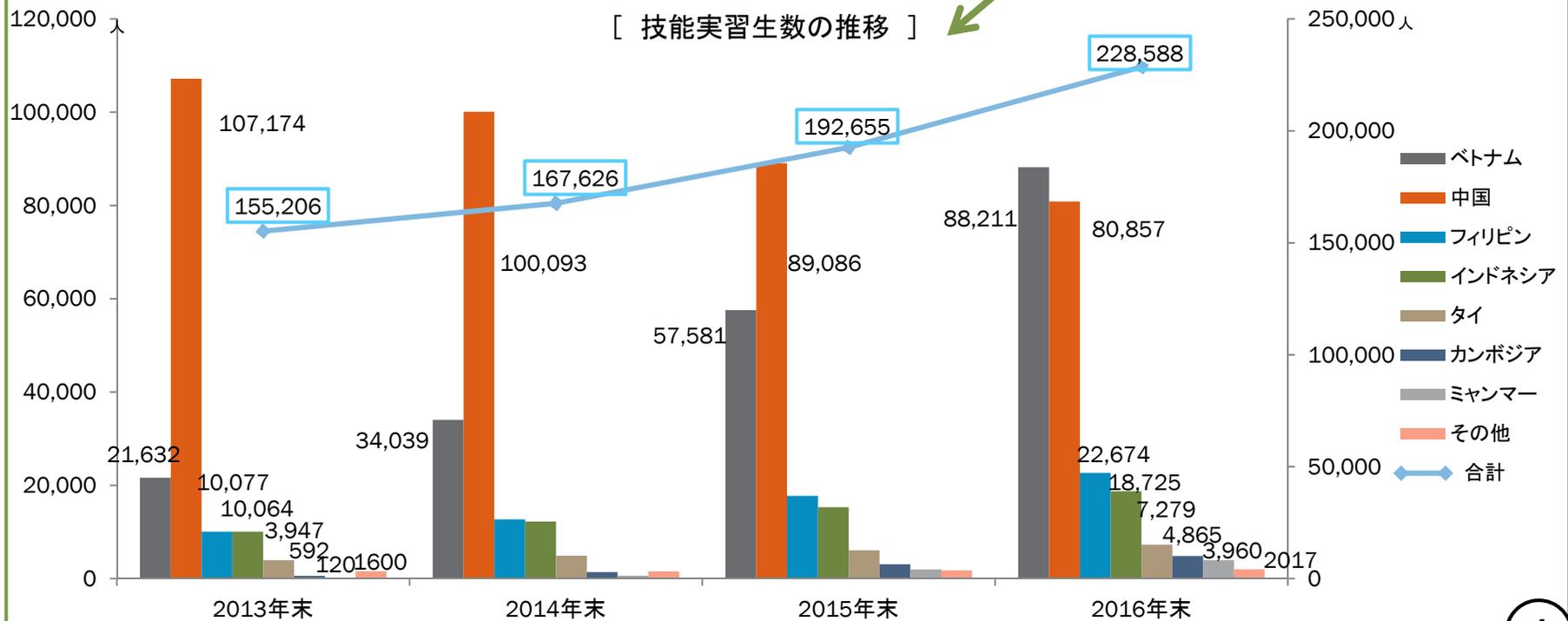
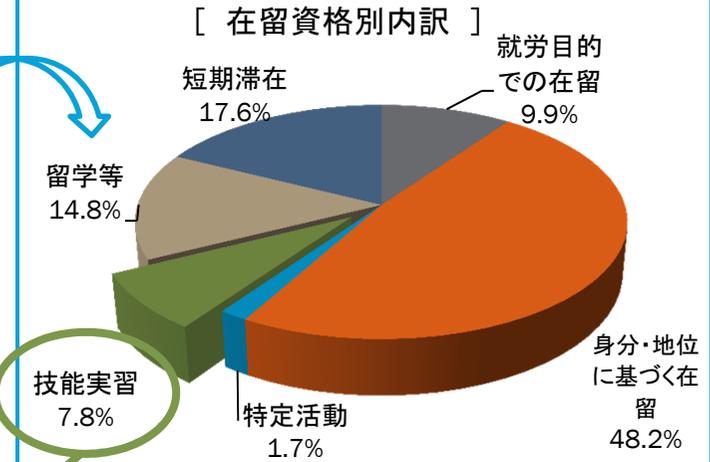
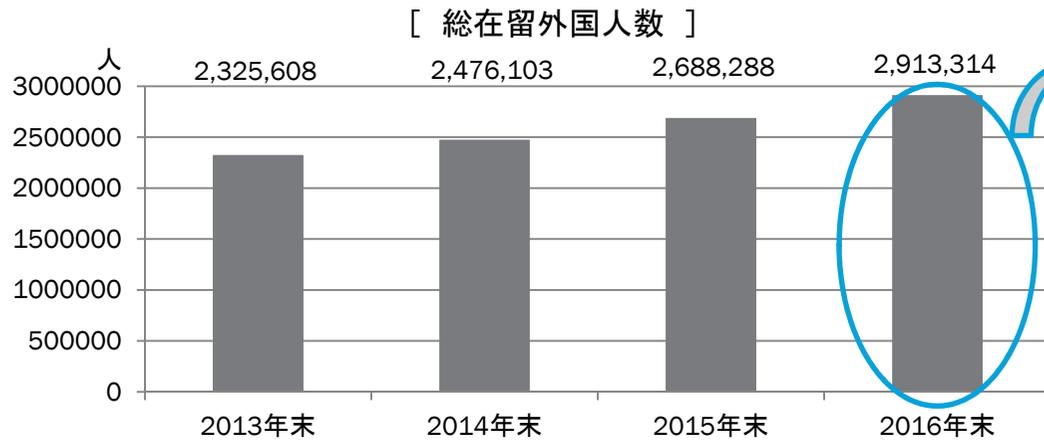
→ 監理団体が行う監査の方法、不適正監査の不正行為基準等を明確化

## ●2017年 技能実習法施行(最大5年) 【2016年新法施行】

→ 適正化:技能実習計画の認定制、監理団体の許可制、人権侵害行為の罰則、外国人技能実習機構の創設 等

拡充:優良な受入れ団体に限定して第3号技能実習生を受入れ可 等

## 在留外国人数と技能実習生数の推移



## 技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）に分けられます。

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験（2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技）に合格している必要があります。

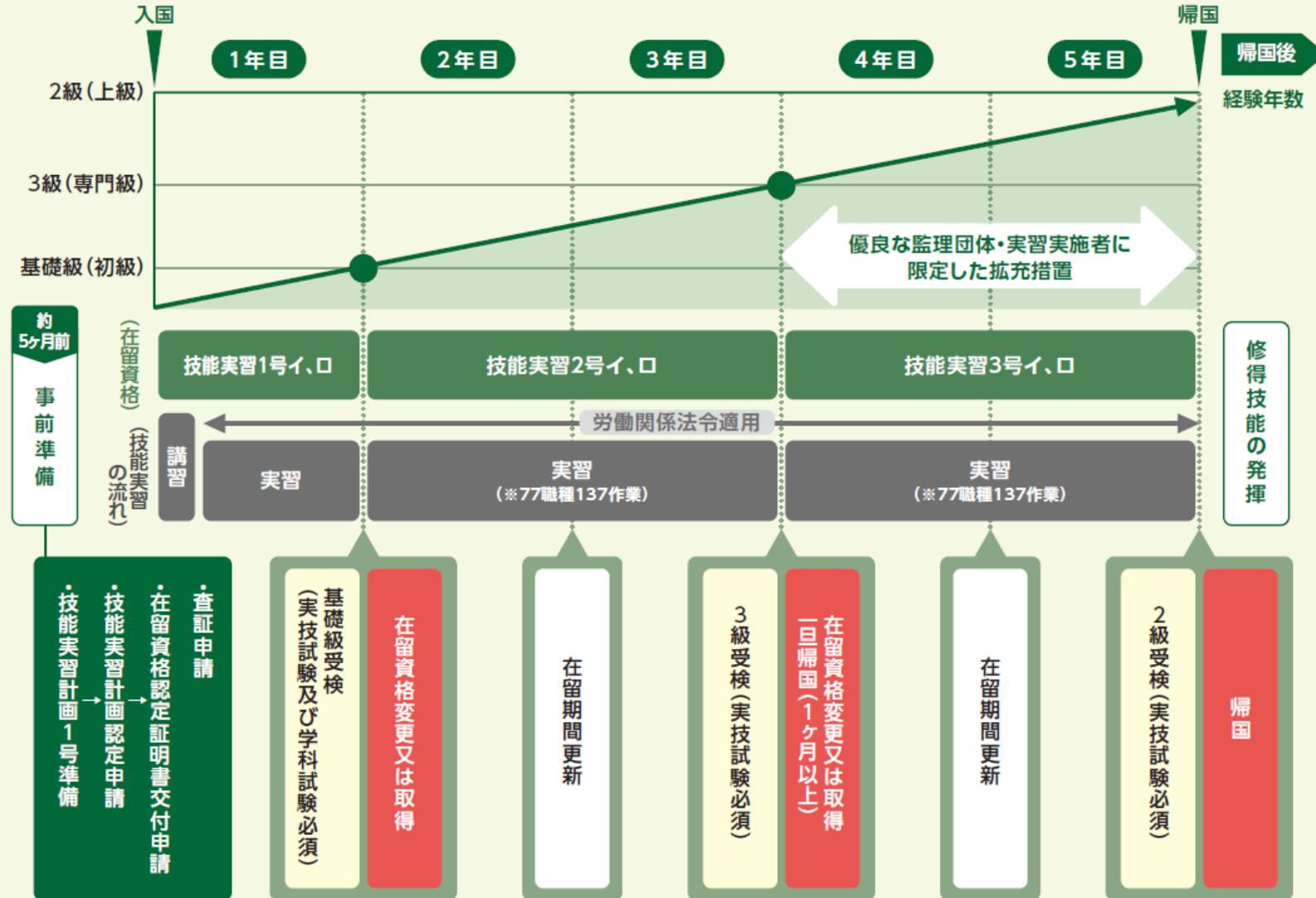
なお、第1号技能実習から第2号技能実習への移行が可能な職種・作業（移行対象職種）は主務省令で定められており、2017年12月現在77職種139作業となっています。  
※第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合していると認められた、優良な監理団体・実習実施者に限られます。

技能実習の区分に応じた在留資格は下表のとおりです。

	企業単独型	団体監理型
入国1年目 (技能等を修得)	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習1号ロ」
入国2・3年目 (技能等に習熟)	在留資格「技能実習2号イ」	在留資格「技能実習2号ロ」
入国4・5年目 (技能等に熟達)	在留資格「技能実習3号イ」	在留資格「技能実習3号ロ」

# 技能実習生の入国から帰国までの流れ

技能水準(目標)



※2017年11月現在の職種・作業数

# 技能実習2号移行対象職種 (平成29年12月6日時点 77職種139作業)

## 1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業*	果樹
	養豚
	養鶏
	酪農

## 2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いかり釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業*	ほたてがい・まがき養殖作業

## 3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空調と機器施工	冷凍空調と機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
鋸戸	鋸戸作業

## 4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
	節類製造
加熱性水産加工食品製造業*	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業*	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業*	そう菜加工作業

## 5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転*	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	織物・ニット浸染作業
	靴下製造作業
たて編ニット生地製造*	丸編みニット製造作業
	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造*	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製*	自動車シート縫製作業

## 6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

## 6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

## 7 その他 (13職種25作業)

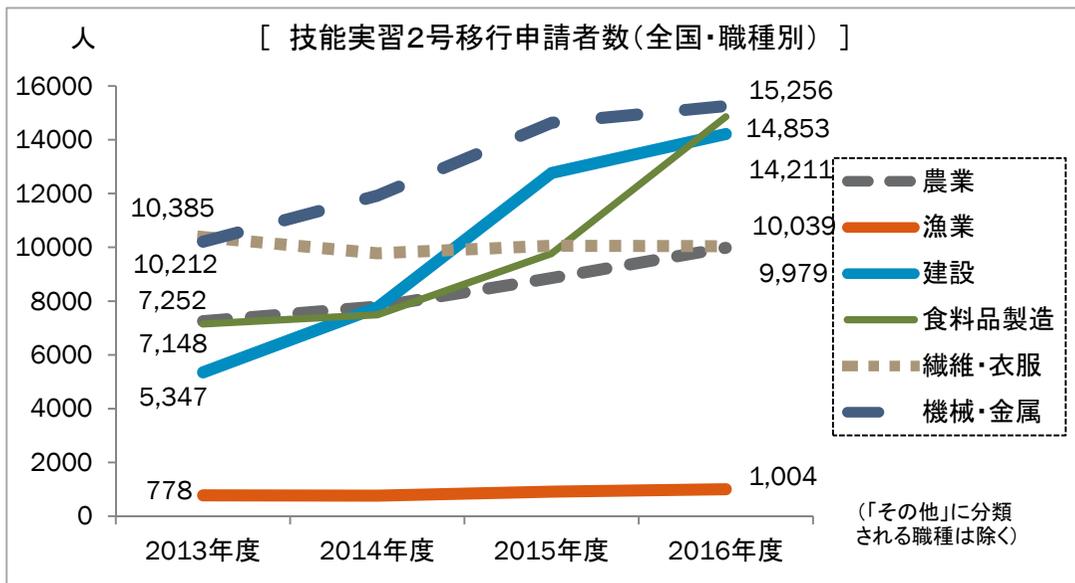
職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造*	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業
自動車整備*	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護*	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業 (1職種1作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング*	航空機地上支援作業

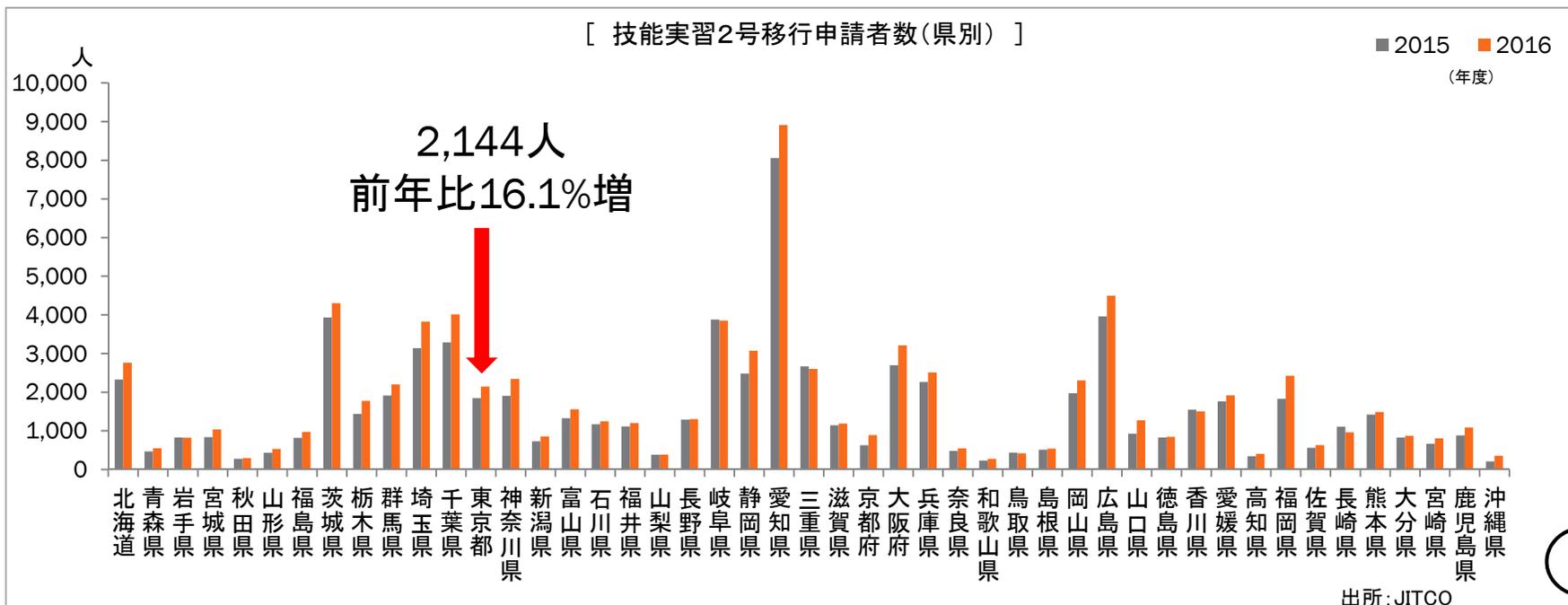
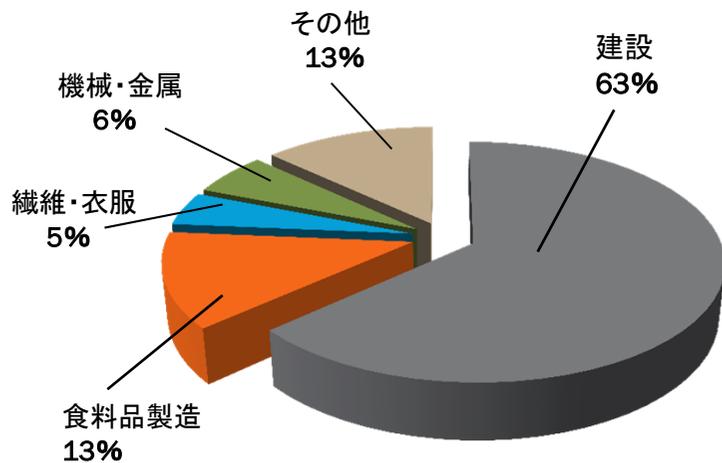
(注) \*の職種: 「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

# 技能実習2号移行申請者数



[2016年度技能実習2号移行申請者の職種別内訳(東京都)]

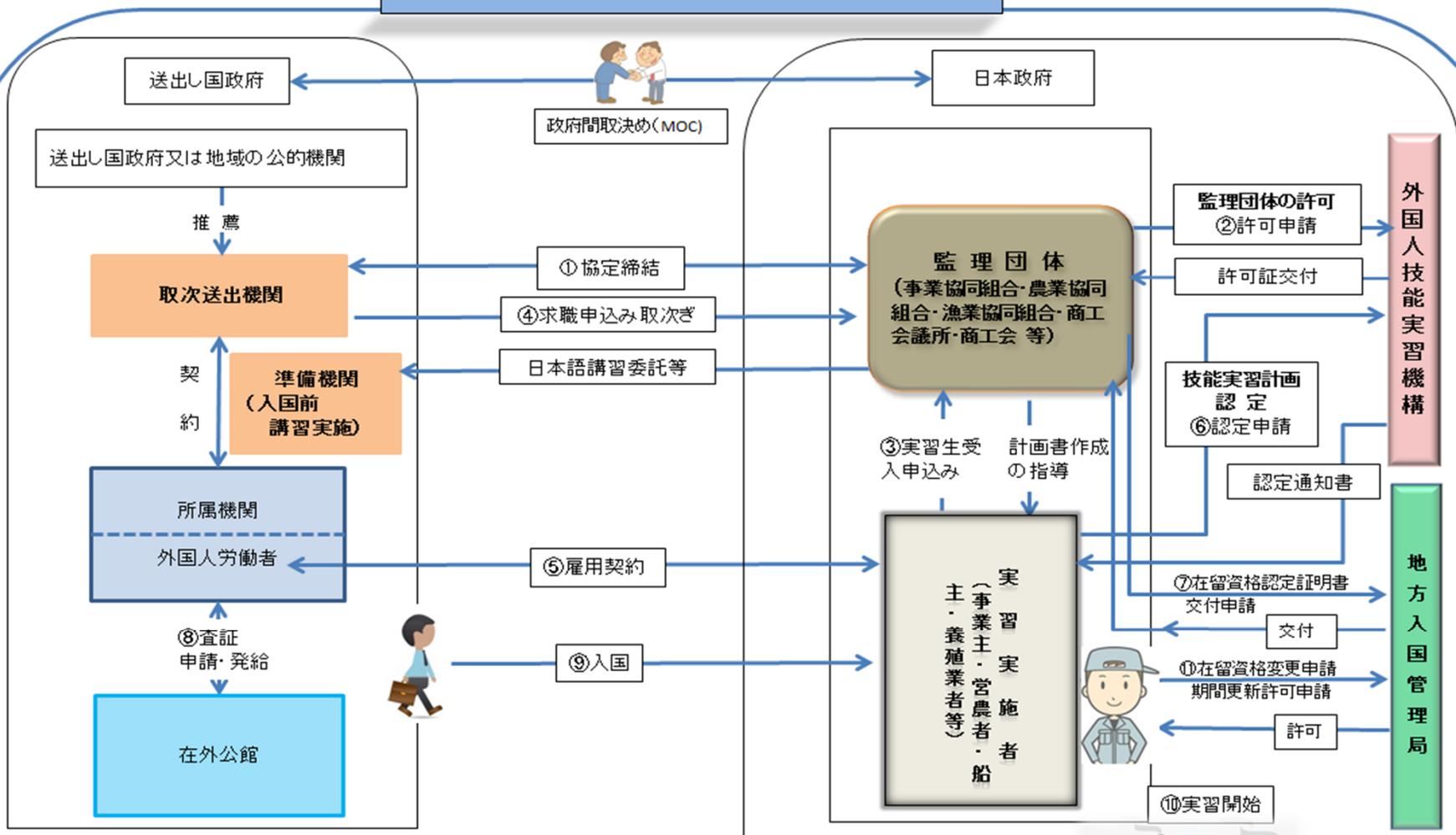
2016年度 東京都の技能実習2号移行申請者数: 2, 144人





# 技能実習生の受入れから技能実習開始までの流れ（団体監理型）

新しい技能実習制度の概要  
(第1号団体監理型技能実習の例)



# 技能実習生

## ア 種類と区分

- ① 企業単独型技能実習生  
第1号、第2号、第3号
- ② 団体監理型技能実習生  
第1号、第2号、第3号



## イ 要件

- ① 18歳以上、制度の趣旨を理解し、技能実習を行おうとすること
- ② 帰国後、修得技能等を要する業務に従事する予定であること
- ③ 申請者の外国事業所等の常勤職員で、転勤・出向者であること  
(企業単独型)
- ④ 技能実習を行おうとする業務に外国で従事した経験又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること(団体監理型)
- ⑤ 技能実習生の国籍国又は地域の公的機関からの推薦があること  
(団体監理型)
- ⑥ 同じ技能実習の段階の技能実習を過去に行ったことがないこと

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4~5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

## 実習実施者の役割 ～技能実習責任者が統括管理すること～

技能実習の進捗状況を管理するほか、統括管理する事項は次のとおり。

- ① **技能実習計画の作成**
- ② 技能実習生の受入れの準備
- ③ 法又はこれに基づく命令等の規定による法務大臣及び厚生労働大臣若しくは機構又は監理団体に対する届出、報告及び通知その他の手続（実習実施開始の届出、軽微な計画変更届出、技能実習継続困難時の通知等）
- ④ **帳簿書類の作成及び保管並びに実習実施状況報告の報告書の作成（技能実習生の名簿、出勤過怠管理、賃金支払台帳の作成・保管等）**
- ⑤ 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生（実習時間の厳守、残業時間の管理、ヘルメット、安全ベルト、安全靴の使用等）
- ⑥ **監理団体との連絡調整・報告（技能実習生の受入れ等の日程調整等）**
- ⑦ 技能実習生の保護（人権侵害等の防止措置等）
- ⑧ 国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌する機関、機構その他関係機関との連絡調整（関係機関との窓口）
- ⑨ 技能実習を修了するまでに技能実習生が修得した技能等の評価（技能検定試験の受験、事業所内で実施する評価等）

# 技能実習計画の認定制

○ 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準(法第25条)が設けられている(法第9条)ほか、認定できない欠格事由(法第26条)がある。

## 技能実習計画の主な認定基準

① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

② 技能実習の目標

- (第1号の目標) 技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など
- (第2号の目標) 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格
- (第3号の目標) 技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③ 技能実習の内容(※)

- ・ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・ 第2号・第3号については移行対象職種・作業(主務省令別表記載の職種及び作業)に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること(団体監理型のみ)。
- ・ 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に一か月以上帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと(技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる)。
- ・ 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

※下線部分が新制度における変更点

次ページに続く

## 技能実習計画の認定基準(その2)

- ④ 実習を実施する期間(第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること)
- ⑤ 前段階における技能実習(第2号は第1号、第3号は第2号)の際に定めた目標が達成されていること
- ⑥ 技能等の適正な評価の実施(技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと)
- ⑦ 適切な体制・事業所の設備、責任者の選任(※)
  - ・ 各事業所ごとに下記を選任していること(選任できない欠格事由がある)。
    - 「技能実習責任者」(技能実習の実施に関する責任者):  
技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員(講習については、経過措置あり)。
    - 「技能実習指導員」(技能実習生への指導を担当):修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員
    - 「生活指導員」(実習生の生活指導を担当):常勤の役職員
  - ・ 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと(欠格事由あり)。
  - ・ 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。
- ⑧ 許可を受けている監理団体による実習監理を受けること<団体監理型技能実習の場合>
- ⑨ 日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保(※)
  - ・ 報酬の額が日本人と同等以上であること(これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。)
  - ・ 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
  - ・ 食費、居住費等名目のいかなを問わず実習生が定期的に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること(費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付)。
- ⑩ 優良要件への適合<第3号技能実習の場合>
- ⑪ 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと(※) <新制度で人数枠を見直し>

※下線部分が新制度における変更点

出所:法務省・厚生労働省

## 実習実施者の役割(1) 計画認定申請のために整備しておくべき体制

### ① 技能実習責任者

#### 技能実習責任者を事業所毎に選任していること

- ・ 実習計画認定の申請者又はその常勤の役職員
- ・ 自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他技能実習に関与する職員を監督できる立場
- ・ 過去3年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了した者(経過措置あり)
- ・ 技能実習責任者の欠格事由(資料編P31 参照)に該当していない者



### ② 技能実習指導員

#### 技能実習指導員1名以上を事業所毎に選任していること

- ・ 技能実習を行わせる事業所に所属する実習計画認定の申請者又はその常勤の役職員
- ・ 修得等させる技能等につき5年以上の経験を有する者
- ・ 技能実習指導員の欠格事由(資料編P31 参照)に該当していない者



### ③ 生活指導員

#### 生活指導員1名以上を事業所毎に選任していること

- ・ 技能実習を行わせる事業所に所属する実習計画認定の申請者又はその常勤の役職員
- ・ 生活指導員の欠格事由(資料編P31 参照)に該当していない者



### ④ 指導体制等の整備

技能実習生に対する指導体制その他技能実習を継続的に行わせる体制が適切に整備されていること (技能等の修得等に必要な機械、器具その他の設備を設置していること)



## 実習実施者の役割(2) 実習生を受け入れたときの実習生の待遇

### ⑤ 労災保険の届出措置

企業単独型の場合、実習実施者が労働災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じていること

### ⑥ 渡航費用の負担

企業単独型の場合、実習実施者が技能実習の終了後の帰国(第2号技能実習の終了後に行う第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)に要する次の旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるための必要な措置を講じていること

- ・第3号技能実習計画認定申請が、第2号技能実習生が第2号技能実習中に申請された場合
  - i 第3号技能実習前の本邦への再入国のための渡航費
  - ii 第3号技能実習修了後の帰国旅費

### ⑦ 日本人と同等額以上の報酬

技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上としていること

### ⑧ 適切な宿泊施設

実習実施者(団体監理型の場合は申請者又は監理団体)が技能実習生のための適切な宿泊施設を確保していること

### ⑨ 技能実習生に対する監理費

監理団体から監理事業に関して監理費として徴収される費用については、**直接又は間接に技能実習生に負担させないようにしていること**

### ⑩ 技能実習生の負担費用の適正額

食費、居住費その他名目のいかなを問わず技能実習生が定期的に負担する費用について、食事、宿泊施設等を十分に技能実習生に理解させた上で合意し、かつ、その費用額が実費等の適正額としていること(実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類の提出)

## 実習実施者の役割(3) 認定等申請以外の届出(通知)及び提出

### ① 実習開始の届出(省令様式第7号)

最初に技能実習を開始したときに、遅滞なく開始した日等を実習実施者住所地の機構地方事務所等認定課に実習実施者届出を行うこと

### ② 実習計画軽微変更届出(省令様式第3号)

実習計画に軽微な変更がある場合に実習実施者住所地の機構地方事務所等認定課に届出を行うこと。  
(変更事由発生後1ヶ月以内)

### ③ 技能実習が困難となった場合の届出(省令様式第9号)

技能実習を行わせることが困難となったときは、遅滞なく技能実習生の氏名、実習継続のための措置等を実習実施者住所地の機構地方事務所等認定課(団体監理型技能実習の場合は監理団体に通知)に届出を行うこと

### ④ 計画認定取消し事由に該当したときの報告(参考様式第3-1号)

計画認定取消し事由に該当するに至ったとき、実習実施者住所地の機構地方事務所等指導課(又は監理団体には任意方式で報告)に報告すること

### ⑤ 実施状況報告書の提出(省令様式第10号)

技能実習を行わせたときは、技能実習の実施に関する報告書を作成し、実習実施者住所地の機構地方事務所等認定課に翌技能実習事業年度の5月31日までに提出すること(毎年4月から5月末日まで)

## 実習実施者の役割(4) 実習修了後も行うべき帳簿書類の保管

### ○ 帳簿書類の作成と保管

技能実習生の管理簿、計画履行状況管理簿、指導内容記録簿を作成し、技能実習生が実習を修了した日から1年間技能実習を行わせる事業所に保管しておくこと

# 技能実習生の受入れ人数枠

実習実施者が受け入れる技能実習生については上限数が定められています。  
 団体監理型、企業単独型それぞれの人数枠は以下の表のとおりです。(介護職種等については別途人数枠の定めがあります。)

## ① 団体監理型の人枠

第1号(1年間)		第2号(2年間)	優良基準適合者		
基本人数枠			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数	基本人数枠 の2倍	基本人数枠 の2倍	基本人数枠 の4倍	基本人数枠 の6倍
301人以上	常勤職員総数の20分の1				
201人～300人	15人				
101人～200人	10人				
51人～100人	6人				
41人～50人	5人				
31人～40人	4人				
30人以下	3人				

## ② 企業単独型の人枠

第1号(1年間)		第2号(2年間)	優良基準適合者		
基本人数枠			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

※法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業の場合は、「①」の表が適用され、団体監理型の人枠と同じになります。

- 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれません。
- 企業単独型、団体監理型ともに、以下の人数を超えることはできません。  
 1号実習生:常勤職員の総数 2号実習生:常勤職員数の総数の2倍 3号実習生:常勤職員数の総数の3倍
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められる人数になります。

## 優良な実習実施者の要件（詳細）

	項目	配点
①技能等の修得等に係る実績	【最大70点】	
	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・95%以上:20点</li> <li>・80%以上95%未満:10点</li> <li>・75%以上80%未満:0点</li> <li>・75%未満:-20点</li> </ul>
	II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数 一うちやむを得ない不受検者数 +旧技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。 * 施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・80%以上:40点</li> <li>・70%以上80%未満:30点</li> <li>・60%以上70%未満:20点</li> <li>・50%以上60%未満:0点</li> <li>・50%未満:-40点</li> </ul>
	II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合格者3人以上:35点</li> <li>・合格者2人:25点</li> <li>・合格者1人:15点</li> <li>・合格者なし:-35点</li> </ul>
	II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合格者2人以上:5点</li> <li>・合格者1人:3点</li> </ul>
	III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けて、合格人数の合計で評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合格者2人以上:5点</li> <li>・合格者1人:3点</li> </ul>
	IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有:5点</li> </ul>

得点が満点(120点)の6割以上となる実習実施者は  
優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

②技能実習を行わせる体制	【最大10点】	
	I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	* 平成31年4月1日から加対象 ・全員有:5点
	II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有:5点
③技能実習生の待遇	【最大10点】	
	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものとの最低賃金の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・115%以上:5点</li> <li>・105%以上115%未満:3点</li> </ul>
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5%以上:5点</li> <li>・3%以上5%未満:3点</li> </ul>
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善未実施:-50点</li> <li>・改善実施:-30点</li> </ul>
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロ:5点</li> <li>・10%未満又は1人以下:0点</li> <li>・20%未満又は2人以下:-5点</li> <li>・20%以上又は3人以上:-10点</li> </ul>
	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	・該当:-50点
⑤相談・支援体制	【最大15点】	
	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有:5点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)	・有:5点
	III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)	・有:5点
⑥地域社会との共生	【最大10点】	
	I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有:4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有:3点
	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有:3点

# 技能実習生に対する支援・保護方策

## 1 相談・支援体制の整備

### (1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も整備。  
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も追加。

### (2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

### (3) 実習生への一時宿泊先の提供

- 実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

### (4) 実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

## 2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって技能実習を強制する行為(46条)	労働基準法に同様の規定あり(5条)
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	② 違約金等を定める行為(47条1項) ③ 貯蓄金を管理する契約を締結する行為(47条2項)	労働基準法に同様の規定あり(16条・18条1項)
	④ 旅券等を保管する行為(48条1項) ⑤ 私生活の自由を不当に制限する行為(48条2項) ⑥ 法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

# 不正行為に対する実務の流れ

## 旧制度

### 〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

### 実態調査

### 受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合  
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

### 改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合  
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

### 注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合  
⇒ 再発防止について注意喚起。

地方入国管理局

## 新制度

### 〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告  
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置  
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

### 実地検査等

### 許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

### 業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

### 改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣

## 実習実施者が注意すべき点

### ① 報告徴収等に対する報告等の拒否等

報告徴収等による主務大臣への

- ・報告、帳簿書類の提出又は提示をせず、
- ・虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、
- ・質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、
- ・検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

### ② 機構による事務の実施に対する虚偽報告等

機構による事務の実施に基づく報告等の求めに対し、虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示を行い、又は質問に対して虚偽の答弁をしてはならない。

### ③ 改善命令の違反

改善命令等の規定による改善命令に違反してはならない。

### ④ 不正又は著しく不当な行為

出入国又は労働関係の法令に関し、不正又は著しく不当な行為をしてはならない。

### ⑤ 認定計画のとおり実習を行わせていないこと

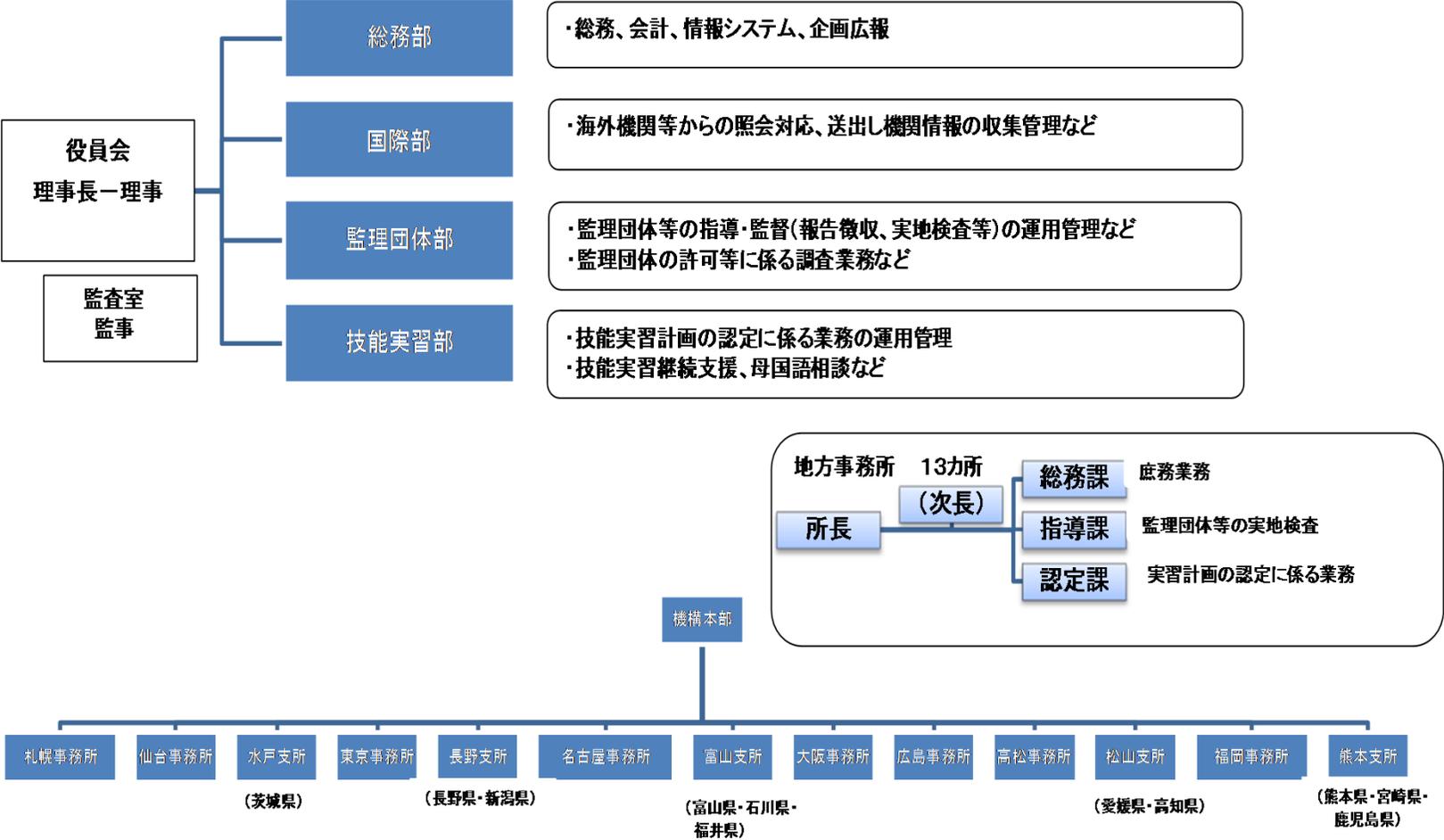
認定計画に違反して入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させるなどしてはならない。

### ⑥ 偽変造文書の行使等の禁止

計画認定・計画変更の認定を受ける目的、監理事業の許可・変更許可、有効期間の更新を受けさせる目的、出入国・労働関係法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関して外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可等を受けさせる目的で、偽変造された文書、図画又は虚偽の文書・図画を行使し、又は提供してはならない。

# 「外国人技能実習機構」の新設とその業務

## 外国人技能実習機構の組織・体制



# 養成講習について

## 1 技能実習法に基づく養成講習とは

技能実習法(2017年11月1日施行)では、①監理団体において監理事業を行う事業所ごとに選任することとなっている『監理責任者』、②監理団体が監理事業を適切に運営するために設置することとなっている『指定外部役員』又は『外部監査人』、③実習実施者において技能実習を行わせる事業所ごとに選任することとなっている『技能実習責任者』について、いずれも3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した講習機関(以下「養成講習機関」)によって実施される講習(以下「養成講習」)を受講しなければならないと定められています。(平成32年4月1日から義務として課せられる。)

また、監理団体の『監理責任者以外の監査を担当する職員』や、実習実施者における『技能実習指導員』及び『生活指導員』については、養成講習の受講は義務ではありませんが、平成31年4月1日以降は、これらの者に対し3年ごとに養成講習を受講させることが、優良な監理団体又は優良な実習実施者と判断する要件の1つとなっており、受講が推奨されています。

## 2 養成講習の種類、講義内容等

養成講習の種類は、受講対象者別に、①監理責任者等講習、②技能実習責任者講習、③技能実習指導員講習、④生活指導員講習の4種類に区分されます。

養成講習の種類ごとの講習時間は下表のとおりです。

養成講習の種類	① 監理責任者等講習			② 技能実習責任者講習	③ 技能実習指導員講習	④ 生活指導員講習
	監理団体			実習実施者		
受講対象者の所属	監理団体			実習実施者		
受講対象者	監理責任者	指定外部役員・ 外部監査人	監理責任者以外の 監査を担当する職員	技能実習責任者	技能実習指導員	生活指導員
受講義務	有り	有り		有り		
受講推奨(優良要件)			有り		有り	有り
講習時間(正味)	7時間			7時間	7時間	5時間

## 3 養成講習機関について

養成講習機関については、要件を満たす民間の講習実施機関を主務大臣が告示することとなっており、JITCOは養成講習機関の一つとして告示を受けています。

## 資料 技能実習責任者等の欠格事由

### ○ 技能実習責任者(施行規則第13条の要約)

### ○ 技能実習指導員・生活指導員(施行規則第12条第1項第2号の要約)

区 分	欠格事由	欠格の期間
1 刑罰法令違反	① 禁錮以上の刑に処せられた。	・刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年間
	② 技能実習法、入管法又は労働関係法令違反による罰金刑に処せられた。	
	③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法又は暴力行為等処罰に関する法律による罰金刑に処せられた。	
	④ 健康保険法、船員保険法、労働災害補償保険法、厚生年金保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律又は雇用保険法により罰金刑に処せられた。	
2 成年被後見人・被保佐人又は破産	・成年被後見人・被保佐人又は破産手続開始の決定を受けた。	・復権を得るまで。
3 実習計画認定の取消し	・実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者	・計画認定の取消しの日から起算して5年間
	・実習認定を取り消された法人でその取消処分の原因が発生したときに役員であった。なお、法第16条第3項欠格事由該当による取消しの場合には上記1の②、④のみ適用される。	・計画認定の取消しの日から起算して5年間
4 出入国・労働関係法令の不正又は著しく不当な行為	・不正又は著しく不当な行為を行った。	・不正等を行った日から5年間(計画認定申請日まで5年を経過すること)
5 暴力団員等	・暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員である又は暴力団員(以下、「暴力団員等」という。)であった。	・暴力団員である間 ・暴力団員ではなくなった日から5年間
6 未成年	・未成年であること	成人になるまでの間

講義②

# 受入れに於ける留意点・事例

公益財団法人国際研修協力機構

# JITCO

Japan International Training Cooperation Organization

# 技能実習生を受け入れるにあたっての留意点

## ●技能実習実施環境の整備

- ①5年以上の経験を有する技能実習指導員(チーム)の配置
- ②技能実習計画に応じた設備、器具の確保
- ③技能実習生に対する日本人従業員の理解の確保

## ●日常生活環境の整備

### ①生活指導員の配置

- ・技能実習生の母国語を理解できる人
- ・母国の家族等と常に連絡がとれる環境の確保
- ・連絡体制の整備 (緊急連絡先の周知、ex. 警察、消防、技能実習責任者等)

### ②生活環境の整備

- ・健康管理  
(選抜時の診断結果確認、入国時、雇入れ時の健康診断・定期健康診断の実施・・・  
結核、肝炎等の持込病が見られる)
- ・ストレス・カルチャーショック (気候、食生活、生活習慣、職場の人間関係等)
- ・母国から持ってきた悩み (家族に対する心配事、借金等)
- ・医師との連携  
(日本の医療制度、保険制度を説明、来日当初の病気は付き添いが必要)

## 適切な宿舎の確保について



○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。また、適切な宿泊施設として、下記の事項が確認できることが必要です。

- ① 宿泊施設を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取り扱う場所の付近を避ける措置を講じていること
- ② 2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上（収容人数15人未満は1箇所）設ける措置を講じていること
- ③ 適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること
- ④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m<sup>2</sup>以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること
- ⑤ 就眠時間を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること
- ⑥ 食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること
- ⑦ 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること
- ⑧ 宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、同章で定められた寄宿舍規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること

## 相談事例から見た「技能実習生」からのトラブル報告事例①

### (1)賃金について

- ①手取額が聞いていた金額と違う。
- ②最低賃金額を教えて欲しい。残業手当の額が低すぎる。
- ③賃金控除の項目、金額が正しいかチェックして欲しい。
- ④賃金から強制貯金させられている。
- ⑤預金通帳、印鑑、キャッシュカードを企業が保管し、本人は生活費として一部の現金しか渡されない。
- ⑥賃金の支払いが遅延している、未払いとなっている。

### 留意点

※税金、労働・社会保険料の控除については、「雇用契約」又は「雇用条件書」手交時に、我が国の税金・保険制度の仕組み、保険の補償内容を含めて本人に説明すると共に毎月、賃金支払い明細書の交付が必要である。

※内職と称して、時間外に安い賃金で労働させている場合があるが、技能実習生は内職やアルバイトはできない。また使用者である企業が作業・時間等を指揮命令するに従って生産活動に従事している実態から、労働時間として取り扱い、法定労働時間を超える時間については、法定の割増賃金を支払わなければならない。

## 相談事例から見た「技能実習生」からのトラブル報告事例②

### (2) 労働時間

- ① 残業が多すぎて、健康を損ねた。
- ② 休日労働を強いられている。所定の法定休日が支給されていない。

#### 留意点

※労働基準法の週40時間労働の原則が適用となるが、いわゆる36協定の締結と監督署への届け出手続きをとることにより、その協定の範囲内で、時間外・休日労働が可能となる。

### (3) 有給休暇

- ① 有給休暇を取らせて貰えない。有給休暇は存在しないと伝えられた。
- ② 休暇を取ると、欠勤扱いになり賃金を削減される。

#### 留意点

※労働基準法の適用があり、技能実習開始後6ヶ月勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合には10日、1年6ヶ月で11日の年次有給休暇を付与しなければならない。

### (4) 途中帰国関連

- ① 処遇が約束と違うと不満を言うと「帰国させるぞ」と脅される。

#### 留意点

※脅すことは人権侵害である。新制度下では技能実習生による主務大臣への申告権が認められている。「帰国させる」といった対応は、研修生・技能実習生にとって敵と見なされることとなり、あらゆる事がうまくいかなくなる。企業として、技能実習生の我が儘を許す必要はないが、説明・説得で理解を得ることが重要である。特に新制度では罰則が課せられる。

## 相談事例から見た「技能実習生」からのトラブル報告事例③

### (5) 不当な管理

- ① 高額 of 罰金を取られている。
- ② パスポートを強制的に保管されて返して貰えない。

#### 留意点

※基本的に罰金制度のようなものは認められない。技能実習生の場合、企業としての就業規則で減給の制裁規定があれば、適用対象となる。

※パスポートは本人保管が原則である。本人から保管願いの申し出があっても預かってはならない。

### (6) 実習場所・企業・職種の変更

- ① 当初の企業・場所・職種、あるいは来日前の話とは異なる企業・場所・職種で実習させられている。

#### 留意点

※いかなる理由があろうとも、技能実習計画の認定申請時に届け出た企業、場所、職種以外での実習は不正にあたる。

### (7) 病気・ケガ等に関する不安

- ① 病気、ケガで入院したが、費用が払えないので心配だ。
- ② 後遺症障害補償はどうなるのか。
- ③ 帰国後の治療費はどうなるのか。

#### 留意点

※技能実習生に手配している保険内容の説明を必ずしておくこと。技能実習生には、国の保険制度の適用と補償内容を必ず説明しておくこと。

## 相談事例から見た「技能実習生」からのトラブル報告事例④

### (8) 人権侵害

- ① 仕事が遅い、覚えが悪いと殴られた。
- ② 宿舎にビデオカメラを据え付け、行動を監視されている。
- ③ 社長が身体に触ったりセクハラをする。

#### 留意点

※暴力、プライバシーの侵害、セクハラ等、人権侵害にあたる行為は、日本人同様、外国人に対しても厳禁であり、絶対許されない。  
入国管理局、労働基準監督署、大使館、人権団体、労働組合、マスコミに不当な扱いを訴える事例が出ている。

新制度では技能実習生に主務大臣に対する申告権が認められている。  
(申告を理由とした不利益な取り扱いは認められない。)

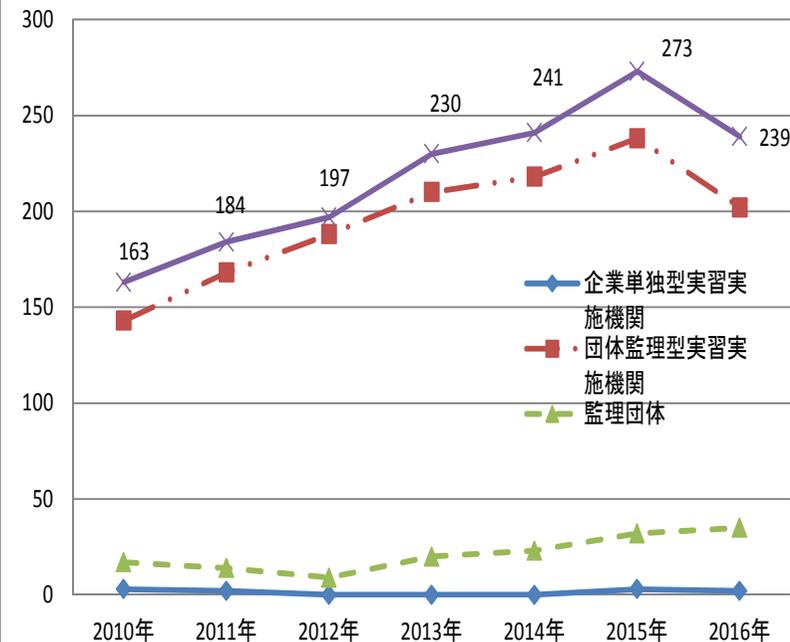
### (9) 生活指導上の留意点

※生活指導員がよく注意して教えておくべき事項。

- ① 宿舎の利用について
- ② 交通ルールについて
- ③ 買い物の仕方・マナーについて
- ④ 掃除の仕方・ゴミの出し方について
- ⑤ 食事や栄養の注意について
- ⑥ 挨拶・礼儀・マナーについて
- ⑦ 外出、外泊のルールについて
- ⑧ パソコン、携帯電話の使用ルール等

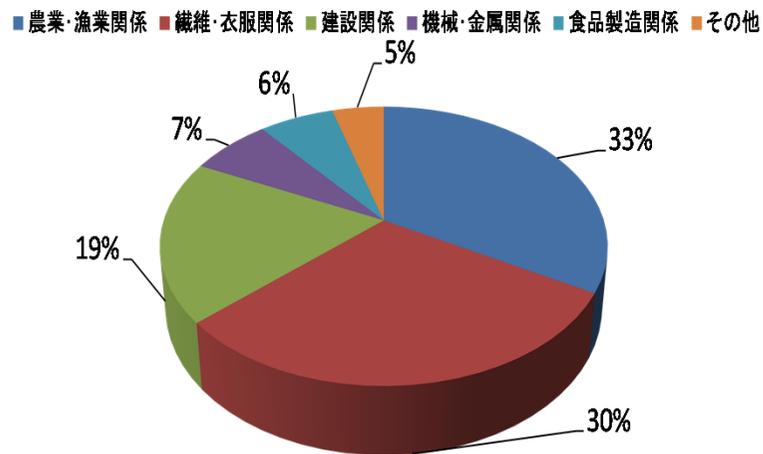
# 技能実習の不正行為の状況

## 最近の不正行為件数の推移

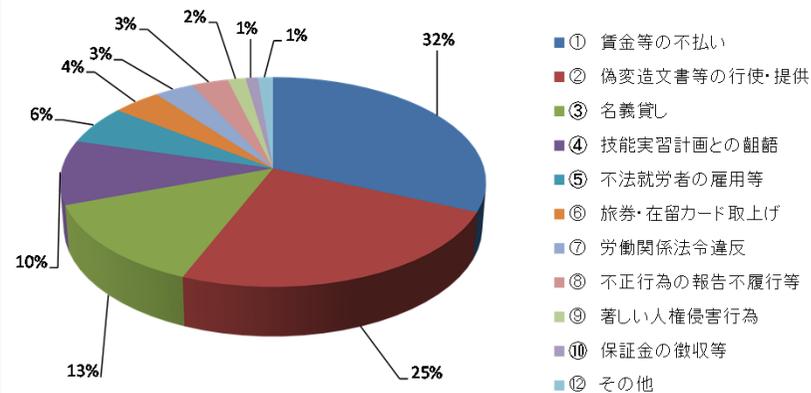


区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	前年比
企業単独型実習実施機関	3	2	0	0	0	3	2	33.3%減
団体監理型実習実施機関	143	168	188	210	218	238	202	15.1%減
監理団体	17	14	9	20	23	32	35	9.4%増
総数	163	184	197	230	241	273	239	12.5%減

## 2016年団体監理型実習実施機関の職種別不正行為機関数



## 2016年における不正行為の類型別



# 技能実習生活用による好事例 ①

## 清掃活動を通じた地域社会への貢献及び地域住民との良好な関係づくり

- 松本株式会社（広島県福山市） 実習生受入れ：2012年～ 受入れ国：中国・ベトナム 監理団体：MCG協同組合  
創業：2009年（1955年創業の親会社が母体） 主力製品：婦人服（パンツ等） 通信販売に積極的に参入。



清掃活動に参加している技能実習生及び社員の皆さん

### 地域貢献(清掃活動)への参加

毎週初日の昼休みの時間を利用して15分程度、松本株式会社を始めとする松本グループの有志が自主的に会社周辺の地域を清掃している。もともとは日本人社員のみで始めた活動だが、技能実習生にもこの活動を紹介したところ、自主的に参加するようになった。昼休みの決まった時間になると、ゴミ袋とゴミ拾いトングを持った社員と技能実習生たちが数人ずつのグループに分かれて、道端や側溝のゴミを拾い、雑草を抜きながら周辺地域を巡回する。清掃する範囲は毎回同じではなく、参加者が相談して決めているとのこと。

### ※参加する実習生の意見

「実習中は私語をしないので日本人も技能実習生も黙って作業するが、この清掃活動中は日本人とお話をしながら行えるので日本語の練習にもなって嬉しいし、楽しく活動できている。」

「清掃活動を始めてから近隣の住民が毎朝挨拶をしてくれたり、話しかけたりしてくれるようになって良かった。」

### コミュニケーションの増進と近隣住民との良好な関係づくり

#### ※代表取締役 松本さんの意見

「この清掃活動を通して、地域の住民の方からも、近所がきれいになって助かるとの声をいただいたり、技能実習生に気軽に声をかけてくださるようになったりと、周辺地域の日本人からみた技能実習生への評価が非常に良くなりました。

例えば、技能実習生が自主的に近所の小道の雑草取りをしたところ、近隣の住民の方が、歩きやすくなって助かったとお礼を言いに来てくれたこともありました。」



- 技能実習生が日頃から身の回りの整理・整頓に気をつけるようになった。
- 地域住民とのコミュニケーションの増進になり、実習生にとって有意義な時間を過ごせた。
- 本企業で実習を終えて帰国した元実習生の話を聞いて、応募してくる候補生が増えた。



清掃活動中の技能実習生

## 技能実習生活用による好事例 ②

### 日本の伝統的な棚田を利用した町おこしにボランティアとして参加する技能実習生

- 石川サンケン株式会社（石川県羽咋郡） 実習生受入れ：1998年～ 受入れ国：中国・インドネシア 監理団体：協同組合アイセック  
創業：1978年 主力製品：半導体部品製造（自動車装飾品、情報通信機器、家電製品等に使用）



「あぜのきらめき」イルミネーション

#### 自社製品で町おこしに貢献する実習実施機関

「あぜのきらめき」のイベントは、2007年の能登半島地震による風評被害からの脱却を目的に開始されたキャンドルの点灯が始まりであり、2011年からは同社のアイデアによりキャンドルを21,000個もの太陽光発電LEDライトに替えてイルミネーションを行っている。  
同社はこのイベントの協賛企業として自社製LEDライトを提供しているだけでなく、その設置に社員の方もボランティアとして町おこしに協力すべく参加されている。このたくさんのLEDライトが海沿いの棚田の美しい曲線に沿って輝く様子は県内有数の観光名所となっている。

同社に所属する技能実習生も意欲的に参加しており、毎年このイベントをとっても楽しみにしている。実習生たちにとって設置の作業がおもしろいだけでなく、いつも優しくしてくれる能登のみなさんのために活動できるので、この活動に参加させてもらえることにとても感謝しているとのことであった。

#### 様々な交流活動で築かれる地域社会と技能実習生との良好な関係

※石川サンケン(株)社員 王さんの意見（過去に技能実習生として自身も参加経験有り。）

「このようなイベントに参加することが、後輩の技能実習生にとっても日本人の社員や近隣の住民と触れ合うきっかけとなり、周りの日本人とコミュニケーションが取りやすくなるとの実感があるようです。例えば、技能実習生の受入れ当初は、技能実習生の宿舎などについて近隣から苦情もあったようですが、これらの活動を通して、地域住民と挨拶を交わすようになったり、近所の方から頂き物をした際には技能実習生からお礼に餃子を作ってお返しをしたりするようになったなど、友好的な関係を築いています。」

- ➡ ●実習生達は当初、日本語に自信がなかったが、地域住民と皆で同じ作業をすることで日本人の雰囲気や表情からお互いの気持ちが通じることが分かり、積極的になった。
- 同僚や上司に対して感謝と思いやりの気持ちを持つようになり、製造工程での問題発生率が低下し、生産性が向上した。



イルミネーションの組立て・設置作業

## 技能実習生活用による好事例 ③

### 技能実習生の日本語習熟に力を入れ、日本語能力試験の上位合格者を多数輩出

- 株式会社ハラダ製作所（埼玉県児玉郡）実習生受入れ：2007年～ 受入れ国：中国・ベトナム 監理団体：圏友協同組合  
創業：1974年 主力製品：プリント配線基板の孔明け加工



後列左：圏友（協） 仁王さん 後列右：ハラダ製作所 鈴木さん  
前列：技能実習生の皆さん

#### 充実した日本語学習の内容

技能実習生の受入れは2007年から開始しこれまで19名が帰国しているが、その内17名が日本語能力試験2級に合格し、さらにその内1名が1級に合格している。受入れ開始当初から社長の方針で日本滞在の3年の間に2級合格するという目標を掲げ、選抜の際に2級合格を目標とすることを技能実習生に確認している。

当実習実施機関で行われている主な日本語学習の内容は以下のとおりである。

- ①毎週月曜日の朝礼時に1人の技能実習生が1分から1分半のスピーチをする。
- ②技能実習生に日誌をつけさせ担当者が添削を行う。
- ③昼休みに30分程の日本語授業を行う。

その他、終業後に各自で勉強して日本語能力の向上にいそしんでいる。毎晩10時頃から問題集を使って30分～1時間程度勉強し、その他にも日本のドラマを見るなどして学習しているようだ。

#### 日本語学習に対する高い意欲

##### ※在籍する実習生の意見

「先輩がみんな日本語能力試験2級に合格しており、成功事例を見ているので合格することが不可能ではない。やればできることが分かり、今いる技能実習生もみんな日本語の勉強をしているので自分も日本語の勉強をしないといけないという気持ちになる。」

「日本語が上達すると、実習指導員の説明がよく理解できるようになった。」

##### ※ハラダ製作所(株)専務取締役 鈴木さんの意見（日本語学習の講師を主に担当）

「面接時に2級合格の目標に同意してくれる者を選抜しているため、それを受けて技能実習生は来日時に大量の参考書や問題集を抱えてくる。企業としては技能実習生が技能を修得する上でどうしても日本語を理解する必要があり、手順書で説明する際に文章で書かれていないことについては口頭で説明するので、技能実習生の日本語が上達すると現場で教えるのがとても楽になる。」



日本語学習の様子

## 技能実習生活用による好事例 ④

### 市内の監理団体、商工会が協力し、実習生のための日本語スピーチコンクールを開催

#### ●大野市海外経済交流協議会（福井県大野市）

#### 日本語スピーチコンクールの立ち上げ



大野商工会議所の森田さん(左)李さん(右)

大野市海外経済交流協議会は、大野商工会議所が中心となり、福井県大野市にある監理団体が技能実習生受入れに関してお互いの協力体制を構築するため1996年に立ち上がった。当初は、技能実習生の日本語座学研修や技能実習指導員向けのセミナー等を実施していた。

その後、技能実習生の存在を広く市民に知って欲しいとのことから、大野市で毎年開催している越前おおの産業と食彩フェアにて技能実習生の作品展を開催したのが始まりで、中国人技能実習生が作成した掛け軸や焼き物等の民芸品を出展していった。この作品展は7回ほど実施されたが、市民に技能実習生についてより知ってもらい、親近感もち愛着を感じて欲しいとのことで、技能実習生の思いを直接市民に伝えることができる日本語スピーチコンクールを実施することになったそうだ。

#### 優勝した技能実習生からの声

※実習生2号の部 優勝: Swe Zin Thet さん (ミャンマー／有限会社エポック 在籍)

「私は来日後に日本語検定4級に合格、コンクール直前には3級に合格しました。コンクールに出場するにあたり2週間程前から同僚の前でスピーチを発表するなどして準備をしました。コンクールでみんなの前で話す時には緊張しましたが、良い経験になりました。今年で帰国なので、来年のコンクールには参加できないけど、できることならまた参加したいです。」

※実習生1号の部 優勝: 張 艶紅 さん (中国／稲山織物株式会社 在籍)

「コンクールに優勝して自信を高めた。もっと日本語を勉強したくなった。これから日本語検定2級を目指して勉強する。中国に帰国した後にもまた来日して技能実習生3号として稲山織物で実習をしたい。」



表彰式の様子

## 国際研修協力機構 (JITCO) 各種お問い合わせ窓口のご案内

技能実習制度に関する相談・質問がございましたら、お気軽に当機構までお問い合わせください。

受入れ支援	電話・来訪相談	実習支援部	相談課	03-4306-1160
	監理団体への訪問相談	実習支援部	業務課	03-4306-1188
	実習実施者への訪問支援	実習支援部	業務課	03-4306-1188
	技能実習制度説明会	講習業務部	業務課	03-4306-1138
	技能実習生受入れ実務セミナー	講習業務部	業務課	03-4306-1138
	講師派遣	講習業務部	業務課	03-4306-1138
	建設業関係の受入れ相談	実習支援部	建設班	03-4306-1165
手続き支援	機構・入管への点検・提出・取次（1号・研修）	申請支援部	支援第一課	03-4306-1130
	機構・入管への点検・提出・取次（2号・3号・研修）	申請支援部	支援第二課	03-4306-1140
	申請書類の書き方セミナー	講習業務部	業務課	03-4306-1138
送出し支援	送出機関と監理団体のマッチング支援	国際部		03-4306-1151
	送出機関への各種教材の提供	国際部		03-4306-1151
	監理団体への送出し国・送出機関に関する情報提供	国際部		03-4306-1151

※上記以外の各種支援サービスも多数ご提供しております。

出典：JITCOホームページ「お問い合わせ」から抜粋

# JITCOの主な支援サービス

JITCOは外国人技能実習制度の  
総合支援機関です



## JITCOの主な支援サービス

	個別相談	セミナー
受入れ支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習制度に関する相談</li> <li>● 監理団体への訪問支援</li> <li>● 実習実施者への訪問支援</li> <li>● 職種(追加)相談</li> <li>● 監理団体への送出し国・送出国機関に関する情報提供・相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習制度説明会</li> <li>● 技能実習生受入れ実務セミナー</li> <li>● 技能実習生とのコミュニケーション実践セミナー</li> <li>● 特別セミナー(監理実務セミナー等)</li> </ul>
手続き支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出</li> <li>● 地方入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次ぎ</li> <li>● 申請書類の作成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新制度・申請書類書き方セミナー</li> </ul>
送出し支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監理団体と送出し国・機関とのマッチング</li> <li>● 送出国機関に対する相談支援</li> <li>● 送出国機関への教材提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監理団体・送出国機関のジョイントセミナー</li> <li>● 送出し各国事情説明会</li> </ul>
人材育成支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能向上支援</li> <li>● 日本語指導支援</li> <li>● 教材・テキストの販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本語指導担当者実践セミナー</li> <li>● 日本語指導トピック別実践セミナー</li> </ul>
実習生保護支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習生向けの母国語相談</li> <li>● 外国人技能実習生総合保険等の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法的保護情報講習への講師派遣</li> </ul>

\*本表には、予定・計画中のものが含まれています。

●なお、JITCOは養成講習機関として、監理責任者・技能実習責任者等の養成講習を実施します。